



# 佐賀県公報

平成19年  
7月6日  
(金曜日)  
第 12926号

卷之三

規目則次

- ◎佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
則  
◎佐賀県観光施設条例の一部を改正する規則  
(五七・環境課)  
(五八・〃)

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

卷之三

●佐賀県規則第五十七号

佐賀県觀光施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例（平成十九年佐賀県条例第十五号）の施行期日は、平成十九年七月七日とする。

佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川

◎伊賀縣規則第五十八号

依賀興籠方旅詩參例旅行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。

## ○佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第

第五条中「及び花と冒險の島のコテージ」を「並びに花と冒險の島のコテージ及びキャンプ場」に改める。

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成一九年七月七

附  
則

日することとした。

- 佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五八号）

1 新たに設置する花と冒険の島のキャンプ場については、開場時間を定めな  
いこととした。（第五条関係）

2 この規則は、平成一九年七月七日から施行することとした。

この規則は、平成十九年七月七日から施行する。

する指定自立支援医療機関（薬局）から同法第六十四条の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第三百五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	株式会社やましげ 唐津営業所	唐津市町田字長谷六三七番地一	平成一九・六・三〇

●佐賀県告示第三百六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売	株式会社やましげ 唐津営業所	唐津市町田字長谷六三七番地一	平成一九・六・三〇

●佐賀県告示第三百六十一号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第五条第一項の規定により、平成十九年度木材業者を次のとおり登録した。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
中央薬局嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙九〇六番地	平成一九・五・一
旧 嬉野市嬉野町大字下宿乙二一八七番地四		

●佐賀県告示第三百六十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定

## 木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐木唐第34号	平成19年6月20日	長崎県対馬市美津島町雞知乙625番地	対州林産株式会社	代表取締役 本田 政雄
佐木唐第35号	"	唐津市七山荒川372番地2	古川産業	古川 一貴

## ●佐賀県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

この区間を表示した図面は、平成十九年七月六日から平成十九年八月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 110四号	伊万里市東山代町里字正手一一〇番一地先から 伊万里市東山代町里字正手一一一番二地先まで	平成一九・七・六

## ○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年7月6日

佐賀県知事 古 川 康

## 1 開発区域又は工区内に含まれる地域の名称

佐賀郡川副町大字西古賀字五本松264番1及び264番2並びに字松281番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀市八戸溝二丁目6番12号

有限会社丸和開発

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年7月6日

佐賀県知事 古 川 康

	<p>1 開発区域に含まれる地域の名称 三義基郡上峰町大字坊所字西峰2989番1 及び2989番24</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鳥栖市巖上町550番地 平野浩司</p>
	<p>○ 入札概要</p>
	<p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成19年7月6日</p> <p>收支等命令者</p> <p>佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司</p>
1 競争入札に付する事項	<p>(1) 借入物品の名称及び数量 佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム用機器及びソフトウェア一式</p> <p>(2) 借入物品の使用その他の明細 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 平成20年1月1日から平成25年12月31日まで(72か月)</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県警察本部、佐賀県内各警察署等(詳細は入札説明書による。)</p>
2 入札参加資格及び条件	<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で</p>
3 入札参加者に求められる義務	<p>17時までに、下記4の(1)の場所に提出(郵送での提出可)しなければならない。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限り、入札の参加者とする。</p> <p>なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>(1) 入札参加届(入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。)</p> <p>(2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表</p> <p>(3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等</p> <p>(4) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると確認することができる書類</p> <p>(5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書</p>
4 入札手続等に関する事項	

(1) 担当部局

郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号  
佐賀県警察本部警務部会計課 用度係  
電話 0952-24-1111 (内線2237)

FAX 0952-24-5972

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 公報登載日から平成19年8月1日(水)までの9時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月20日(月) 13時30分

イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室

(4) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金

の規定に該当するときは免除する。

ウ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。

エ 落札者の決定方法

予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもつて申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

オ 不落の場合

入札で不落となつた場合は、再度入札を行う。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者  
オ 代理人でその資格のないもの  
カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否  
要

- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) この契約は、1994年4月15日、マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased :  
Saga police Intelligence Expert communication Network System,  
1 set
- (2) Lease period : from 1 January, 2008 through 31 December, 2013
- (3) Delivery place : the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan
- (4) Time limit for tender : 1:30 p.m. August 20, 2007 by direct delivery
- (5) A contact point for the notice : Finance Section, Police Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan ;  
Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972

購読料 一か年川1' 1100円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷



古紙配合率100%再生紙を使用しています